

# 一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会 設立時社員総会 議事録

1. 開催日時：2010（平成22）年10月16日（土） 13：00～14：00

2. 場 所：横浜市総合リハビリテーションセンター 4階役員室

3. 社員総数 24名  
出席者数 24名（うち委任状出席者数4名）

## 4. 審議事項

- 第1号議案 一般社団法人日本リハビリテーション工学協会定款の承認に関する事項
- 第2号議案 設立時役員 of 承認に関する事項
- 第3号議案 事務局の決定に関する事項
- 第4号議案 会費の承認に関する事項
- 第5号議案 社員総会規則に関する事項
- 第6号議案 設立代表者選任と権限委譲に関する事項
- 第7号議案 議事録署名人の選任に関する事項

## 5. 資料

- 一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会設立時社員名簿
- 一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会定款（案）
- 一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会設立時役員名簿（案）
- 一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会の主たる事務所並びに従たる事務所の設置に関する規定（案）
- 一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会会費に関する規定（案）
- 一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会社員総会規則（案）

## 6. 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 設立発起人を代表して井村保が、本日の設立時社員総会は定数を満たしたので、有効に成立した旨を告げたのち、開会の辞を述べた。
- (2) 議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって松尾清美を選任した。続いて、あいさつの後議案の議事に入った。

第1号議案 一般社団法人日本リハビリテーション工学協会定款の承認に関する事項  
議長の求めに応じて井村保より、資料 定款（案）に基づき定款各条ごとに説明をなし、また、定款（案）第3条の目的を設立趣旨とし、同条の各号の非営利活動を行なうこととして、その承認を求めたところ満場異議なく原案のとおり承認可決した。

「定款（案）」は（案）を除き「定款」とする。

## 第2号議案 設立時役員承認に関する事項

議長は、当法人の設立当初の役員を選任について諮ったところ、資料 に挙げられている理事13名、監事2名を役員として、その承認を求めたところ、満場異議なく議案のとおり承認可決された。選任された役員は次のとおり。

|               |       |
|---------------|-------|
| 設立時代表理事・設立時理事 | 田中 理  |
| 設立時理事         | 松尾 清美 |
| 設立時理事         | 相良 二郎 |
| 設立時理事         | 飯島 浩  |
| 設立時理事         | 井村 保  |
| 設立時理事         | 大鍋 寿一 |
| 設立時理事         | 川村 慶  |
| 設立時理事         | 元田 英一 |
| 設立時理事         | 小林 博光 |
| 設立時理事         | 鈴木 聖貴 |
| 設立時理事         | 巴 雅人  |
| 設立時理事         | 藪澤 孝  |
| 設立時理事         | 古井 透  |
| 設立時監事         | 繁成 剛  |
| 設立時監事         | 井上 剛伸 |

なお、設立当初の役員に選任された者は、各々、その就任を承諾する旨を述べた。

## 第3号議案 事務局の決定に関する事項

議長は、当法人の事務所について、定款第2条の規定により、資料 のとおり決定したい旨説明し、その承認を求めたところ、満場異議なく承認可決された。なお、定款第2条2項の規定により従たる事務所の設置は理事会の決議によることになっているため、登記完了後の理事会にて決議する。

### ・主たる事務所

〒235-0033 神奈川県横浜市磯子区杉田二丁目7番20号

### ・従たる事務所（予定）

〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町1770番地

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

横浜市総合リハビリテーションセンター

地域リハビリテーション部研究開発課内

## 第4号議案 会費の承認に関する事項

議長は、当法人の入会金及び会費について、定款第8条、同2項、同3項の規定により、資料 のとおり決定したい旨説明し、その承認を求めたところ、満場異議なく承認可決された。

第5号議案 社員総会規則の承認に関する事項

議長は、当法人の社員総会規則について、定款第23条の規定により、資料のとおり決定したい旨説明し、その承認を求めたところ、満場異議なく承認可決された。

第6号議案 設立代表者選任と権限委譲に関する事項

議長は、設立代表者を選任し、所轄庁に対する設立認証申請手続きにかかる一切の権限を委譲したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ全員異議なく賛成した。

設立代表者を互選したところ、次の者が選任され、被選任者はその就任を承諾した。

設立代表者 井村 保

また、議長から設立認証申請の手続きのために、定款その他の書類について原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については設立代表者に一任することを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

なお、委任状については、おって作成することとする。

第7号議案 議事録署名人の選任に関する事項

議事録署名人について、議長から本日出席者の相良二郎と黒田大治郎の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

議長は、以上をもって一般社団法人日本リハビリテーション工学協会の設立時社員総会に関する全ての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。(14時00分)

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長並びに議事録署名人は次に署名又は記名・押印する。

2010年10月16日

一般社団法人日本リハビリテーション工学協会設立時社員総会

議 長 松尾 清美

議事録署名人 相良 二郎

議事録署名人 黒田 大治郎

(注：本議事録(写)は、議長および議事録署名人が押印した議事録の元ファイルである)